

魚津市環境保全活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則(平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。)第21条の規定に基づき、魚津市環境保全活動支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、市民が市民の自主的かつ継続的な活動を推進するため、環境保全に関する実践活動、教育啓発活動及び調査研究活動を実施する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 共同の目的を有する継続的結合体であること。
- (2) 魚津市内に住所又は活動の本拠を有すること。
- (3) 団体の会員が5人以上であること。
- (4) 代表者及び所在地が明確であること。
- (5) 明確な会計経理を実施していること。
- (6) 政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の対象となる事業は、団体が自ら実施する事業で次の各号のいずれかに該当する活動とする。ただし、営利を目的とする事業、国又は県その他の地方公共団体から委託又は助成等を受ける事業、清掃活動及び古紙・廃品回収活動は除く。

- (1) 自然環境の保全、再生又は創造に関する活動
- (2) 生物多様性の保全に関する活動
- (3) 環境の美化又は緑化に関する活動
- (4) 省資源又は省エネルギーに関する活動
- (5) リデュース、リユース又はリサイクルに関する活動
- (6) 前各号に掲げるもののほか環境保全に関する活動

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の対象となる経費は、前条各号に掲げる活動に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は除く。

- (1) 土地等の購入経費
- (2) 実施団体の運営経費
- (3) 飲食にかかる経費(湯茶代を除く。)
- (4) 実施団体及び当該会員が所有する機材の借上げ料
- (5) 実施団体の会員への手当
- (6) その他の補助することが適当でないと認められる経費

2 補助基準額は、1団体当たり10万円とする。

3 補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と前項の補助基準額とを比較して少ない方の額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、市長が別に定めた日まで

に魚津市環境保全活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の実施予定場所を明示した図面
- (2) 団体の会員名簿
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（意見の聴取）

第7条 市長は、補助金を交付する団体の選定をするにあたっては、魚津市環境審議会（魚津市環境基本条例（平成22年魚津市条例第2号）第26条に基づき設置されたものをいう。）の意見を聴くものとする。

（交付条件）

第8条 規則第5条の規定による補助金の交付に付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、市長が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、これに応ずること。
- (2) 補助事業者は、市長が規則第15条の規定による補助金の交付決定を取り消したときは、これに従うこと。
- (3) 補助事業者は、市長が規則第16条の規定による補助金の返還を請求したときは、市長が指定する期日までに返還すること。
- (4) 補助事業を中止する場合においては、市長の承認を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

（実績の報告）

第9条 補助事業者は、この事業が完了したときは、魚津市環境保全活動支援事業補助金実績報告書（様式第2号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の実施場所を明示した図面
- (2) 領収書等の写し
- (3) 事業の実施状況がわかる写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（帳簿の備付け）

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則（平成23年3月29日魚津市告示第40号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日魚津市告示第67号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

年 月 日

魚津市長 あて

（申請者）

住所

団体名

代表者名

印

魚津市環境保全活動支援事業補助金交付申請書

標記補助金について下記の申請額を交付されるよう魚津市補助金等交付規則及び魚津市環境保全活動支援事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1	申請額	金	円
2	事業計画書	別紙1	
3	収支予算書	別紙2	
4	補助金所要額調書	別紙3	

（添付資料）

- (1) 事業の実施場所を明示した図面
- (2) 団体の会員名簿
- (3) その他参考となる書類（団体の規約又は定款の写し等）

魚津市環境保全活動支援事業 事業計画書

事業実施者	団体名		住所	
	代表者名			
連絡先	担当者氏名		住所	
	電話番号等	TEL	e-mail	
		携帯		
FAX				
団体の活動内容	設立目的			
	活動実績	(現会員数 名)		
1 事業名	事業			
2 事業の種別 ※該当するものに○を付けてください。	(1) 自然環境の保全、再生又は創造に関する活動 (2) 生物多様性の保全に関する活動 (3) 環境の美化又は緑化に関する活動 (4) 省資源又は省エネルギーに関する活動 (5) リデュース、リユース又はリサイクルに関する活動 (6) 前各号に掲げるもののほか環境保全に関する活動			
3 事業の内容				
4 実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
5 実施場所	魚津市 地内			
6 事業費	円	内訳	市補助金	円
			自己資金等	円
7 その他	安全対策の予定			
	関係者の承諾・同意	土地所有者等の承諾	済	・ 未済
		活動場所の自治会等の同意	済	・ 未済

収支予算書

【収入】

区分	予算額 (円)	内 訳
市 補 助 金		
自 己 資 金 (団体の自己資金、参加費、寄附金等)		
合 計		

【支出】

区分	予算額 (円)	内 訳
報 償 費		
旅 費		
需 用 費	消 耗 品 費	
	燃 料 費	
	印 刷 製 本 費	
	資 材 費	
役 務 費		
使用料及び賃借料		
そ の 他		
合 計		

注 必要に応じて参考となる資料を添付すること。

別紙3

補助金所要額調書

総事業費	補助対象経費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (C) ((A)-(B))	補助基準額 (D)	補助所要額 (CとDとを比較して いずれか少ない額) (E)	備考
円	円	円	円	100,000円	円	

(記載上の注意)

- 1 「補助対象経費」欄には、魚津市環境保全活動支援事業補助金に係る総事業費のうち、補助対象となる経費を記載すること。
- 2 各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

（申請者）
住所
法人名
代表者名

㊟

魚津市環境保全活動支援事業補助金実績報告書

年 月 付け魚津市指令 第 号により補助金交付決定の通知があった魚津市環境保全活動支援事業を下記のとおり実施したので、魚津市補助金等交付規則及び魚津市環境保全活動支援事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1	精算額	金	円
2	事業成績書	別紙1	
3	収支精算書	別紙2	
4	事業精算調書	別紙3	

（添付資料）

- (1) 事業の実施場所を明示した図面
- (2) 領収書等の写し
- (3) 事業の実施状況がわかる写真
- (4) その他参考となる書類

魚津市環境保全活動支援事業 事業成績書

事業実施者	団体名		住所	
	代表者名			
連絡先	担当者氏名		住所	
	電話番号等	TEL	e-mail	
		携帯		
FAX				
団体の活動内容	設立目的			
	活動実績	(現会員数 名)		
1 事業名	事業			
2 事業の種別 ※該当するものに○を付けてください。	(1) 自然環境の保全、再生又は創造に関する活動 (2) 生物多様性の保全に関する活動 (3) 環境の美化又は緑化に関する活動 (4) 省資源又は省エネルギーに関する活動 (5) リデュース、リユース又はリサイクルに関する活動 (6) 前各号に掲げるもののほか環境保全に関する活動			
3 事業の内容				
4 実施期間	年 月 日 ~		年 月 日	
5 実施場所	魚津市 地内			
6 事業費	円	内訳	市補助金	円
			自己資金等	円
7 その他	活動日数	日	参加人数	名

収支精算書

【収入】

区分	精算額 (円)	内 訳
市 補 助 金		
自 己 資 金 (団体の自己資金、参加費、寄附金等)		
合 計		

【支出】

区分	精算額 (円)	内 訳
報 償 費		
旅 費		
需 用 費	消 耗 品 費	
	燃 料 費	
	印 刷 製 本 費	
	資 材 費	
役 務 費		
使用料及び賃借料		
そ の 他		
合 計		

注 必要に応じて参考となる資料を添付すること。

事業精算調書

総事業費	補助対象経費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (C) ((A)-(B))	補助基準額 (D)	補助所要額 (CとDとを比較して いずれか少ない額) (E)	備考
円	円	円	円	100,000円	円	

(記載上の注意)

- 1 「補助対象経費」欄には、魚津市環境保全活動支援事業補助金に係る総事業費のうち、補助対象となる経費を記載すること。
- 2 各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。